

さくら市子育て世帯訪問支援事業委託事業者募集要項

1 目的

子育て世帯訪問支援事業業務は、家事・子育てに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

2 委託業務の内容等

(1) 業務名

さくら市子育て世帯訪問支援事業
(社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業)

(2) 業務内容

別紙「さくら市子育て世帯訪問支援事業業務委託(単価契約)仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日

(4) 委託料(第2種社会福祉事業のため非課税)

訪問支援費	1時間当たり 3,000円
交通費	1回当たり 1,860円
事務管理費	1回当たり 500円

3 応募資格

次に定める要件をすべて満たすこととし、要件を満たさなくなった場合には委託契約を解除する。

(1) 次のいずれかに該当する事業所

ア 介護保険法に基づく訪問介護の指定を受けている事業所

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく居宅介護の指定を受けている事業所

ウ 児童福祉法に基づく認可外居宅訪問型保育施設の届出をしている事業所

エ 家事や子育てなどに関する支援の実績を有し、支援できる体制が整っている事業所

(2) 上記事業所を栃木県内に有していること

(3) 次のいずれにも該当しないこと

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定するもの)又は暴力団員の密接関係者(栃木県暴力団体排除条例施行規則3条に規

- 定するもの)が、役員就任や経営関与している団体等
- イ 国税、地方税を滞納している団体等
- ウ 手形又は銀行取引停止処分がなされている団体等、若しくは支払い停止事由が発生している団体等
- エ 差押え、仮差押え又は仮処分を受けている団体等
- オ 破産、会社更生、民事再生、会社整理、特別清算その他倒産等に関する法律のいずれかの手続について申し立てを行っている団体等
- カ 専ら宗教活動や政治活動を目的とした団体等
- (4) 次のいずれも満たす訪問支援員を配置すること
 - ア 個人情報 の適切な管理や守秘義務、AED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命講習及び事故防止に関する講習を受講した者。ただし、他の研修等の修了や資格をもって習得できると市が判断した者については省略しても差し支えない。
 - イ 次の欠格事由のいずれにも該当しない者
 - (ア) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - (イ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規則及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律52号）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - (ウ) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者

4 申請書類

申請する事業者は、以下の必要書類を所管課に各1部ずつ提出すること。

1. 事業者登録申請書（様式第1号）
2. 誓約書（様式第2号）
3. 事業所情報提供書（様式第3号）
4. サービス業者指定書の写し
※「3応募資格」（1）ア・イに該当する事業者のみ
5. 家事支援又は育児支援の派遣実績がある事業所に関する事項（様式第4号）
※「3応募資格」（1）エに該当する事業者のみ
6. 団体等の概要（様式第5号）

5 申請辞退

申請後に辞退する事業者は、申請辞退届（様式第6号）により所管課に届け出なければならない。

6 登録審査及び結果の通知

提出書類により審査し、資格を満たしているかを審査した上で登録を決定する。登録決定した事業者には登録通知(様式第7号)により通知する。

7 登録内容の変更

事業者は登録内容に変更があった場合には、登録内容変更届(様式第8号)により届け出なければならない。

8 登録取消の申出

登録の取消を求める事業者は、登録取消申出書(様式第9号)により、取消を希望する日の1か月前までに申し出なければならない。

9 所管課

さくら市こども家庭センター(こども家庭相談係)

住所：〒329-1312 栃木県さくら市櫻野 1319-3

電話：028-616-3714

電子メール：katei@city.tochigi-sakura.lg.jp